

# 明治・大正期における女教員養成

～ 明石女子師範学校を中心に ～

## The woman teacher training in the Meiji and Taisho Focusing on women's Akashi Normal School

大 西 巧

### 要 旨

戦前期の学校教育は、各府県に設けられた師範学校の教員人材に負うところが大きい。その中で女教員養成に焦点をあて、明石女子師範学校の設置をめぐる動きや教員養成の実態について調査し、その過程における特色と課題について考察した。

キーワード：明石女子師範学校 講習科 女教員問題 社会貢献 講習会

### 1. はじめに

明治・大正期の教員養成については、最近の研究によってその内実が明らかにされてきている。しかし、兵庫県に関しては研究の蓄積が十分でなく、戦前にあった三つの師範学校の年史や兵庫県教育史、神戸市教育史、兵庫県史や関係する市史の一部ふれられている程度である。兵庫県内の教員養成の一研究として、山本朗登による「戦前兵庫県における乙種講習科に関する研究」<sup>1)</sup>や「小学校教員検定試験制度の教員供給における位置づけに関する一考察」<sup>2)</sup>がある。これらは、私立兵庫県教育会<sup>3)</sup>による教員養成事業が主な内容である。師範教育の充実とともに、その補完的な役割を終える。

本稿では、兵庫県における師範学校の教員養成の中から、明石に設置された女子師範学校に焦点をあて、女教員養成の実態を考察してみた。参考として、同校の沿革史、同窓会誌、創立秘史などの資料を利用した。

戦前の教員養成を知る研究文献として、佐藤幹男の『近代日本教員現職研修史研究』や「戦前における教員講習の特質」<sup>4)</sup>、梶山雅史編の『近代日本教育会史研究』・『続・近代日本教育会史研究』がある。

## 2. 兵庫の師範学校

### (1) 師範学校のはじまり

歴史的には、兵庫県が誕生する前までの旧県時代には、兵庫・飾磨・豊岡の各県に師範学校の前身となる学校があり、明石には飾磨県の師範学校支校が一時置かれていた。それらが統合され神戸師範学校にまとめられた。

明治19年師範学校令により、兵庫県尋常師範学校と改称された。明治30年に師範教育令により、各府県は複数の師範学校を設置できることになった。また、日清戦後の就学率の上昇により生徒の定員増に対応する必要に迫られていた。

こうした状況に、兵庫県では明治34年に第二師範学校として姫路に師範学校が設けられた。さらに、女子教員の不足に対応する要請から明治35年、明石に女子師範学校が設置された。その後、第一師範学校は御影師範学校に、第二師範学校は姫路師範学校となり、明石女子師範学校とあわせ兵庫には三つの師範学校が存在した。

### (2) 女子師範の設置をめぐる

明治前期の小学校女子教員はきわめて少なく、裁縫教員を除くとほとんどいなかった。兵庫県の統計によっても、明治25年に小学校教員の女教員数は28名に過ぎず、日清戦後の30年になっても235名であった。

明治30年12月の文部省訓令第12号は、小学校教育と師範教育の男女別学を指示した。

「二箇以上ノ尋常小学校ヲ設置スル場合ニ於テ女生徒ノ員数一学校ヲ構成スルニ足ルヘシト認ムルトキハ男女ニ依リテ学校ヲ別ニスル事」

この訓令が各府県に、女子師範学校の設置を促すことになった。翌31年1月に兵庫県は訓令を出し、小学校における男女児の学級を区別するように指令した。徐々に女兒の就学率が増加し始め、女子教員の需要につながった。

『明石町会議事録』には、明石町会において明治31年5月に師範学校設置の件につき、大明石村地所2万坪を買収し敷地に寄付することを可決したことが記述されている。

#### 「尋常師範学校設置ノ件緊急口頭建議」

開議ニ先テ茲ニ最モ急速ヲ要スル本縣尋常師範学校問題ニ付一言セン、則同校設置ノ必要ヲ述フ、本縣尋常師範学校設置ノ件、緊急口頭建議案提出ス、公供（共）ノ利益ヲ計ラン為メ本縣尋常師範学校ヲ本町ヘ設置方ヲ其筋ヘ出願致度、尤モ右出願ニ付キ大明石村地所貳万坪ヲ見積価額壹万五千元ノ予定額ヲ以テ買収シ敷地ニ寄附セントノ口頭案ヲ議長ニ於テ発セラレンコト。

満場異議ナク建議案ノ通り其筋へ出願ニ決ス。

明治31年5月1日

明石町会議長 武藤 信重 印

この後、龍野町（揖保郡）も誘致の声を挙げことから、明石の運動にも熱が入り本格化した。

「尋常師範学校々舎敷地寄附ニ付買収予算額一万五千円ノ積算ナリシモ、地主ト売買示談  
済ノ結果、前議決予算トハ総額一万九千九拾壹円…トナリ予算額トハ大差ヲ生シタルモ…」  
(明治31年6月13日明石町会議事録)

予算を超えても満場異議なく買収を確定することになった。

その後の誘致合戦は、兵庫県会を舞台に激しく行われたことが議事録に残っている。

#### 「師範学校ニ女子部設置ノ建議」

女子教育ノ世ニ必要視セラル、モノ洵ニ以アリ然リ今斯ノ女子教育を盛ナラシメント欲セ  
ハ先ツ女子師範生ヲ養成シテ之カ基礎ヲ固ウセサルヘカラス顧フニ本縣又師範学校ノ設ア  
リト雖特リ男子部ノミアリテ女子部ヲ置カサルモノ本会ノ以テ一大缺點トスル所ナリ請フ  
三十二年度ヨリ此ニ女子部ヲ置クコト、シ之ニ対スル案ヲ定メテ速ニ本会ニ提出セラレン  
コトヲ、右府縣制第17條第二項ニ依リ建議候也

明治31年12月5日

兵庫県会議長 田寺 敬信

兵庫県知事 大森 鐘一殿

その後、兵庫県会は明治33年12月「女子師範学校設置ノ意見書」を服部一三知事に提出、翌  
34年の通常県会で議決された。

#### 「明石町ニ女子師範学校設置ノ意見書」

本県教育事業ニ於ケル施設ハ逐年拡張シ、男子教育ニ対シテハ殆ド遺憾ナキニ至リタリト  
雖モ、女子教育ハ尚大イニ拡充ヲ図ラザルベカラザルハ、閣下ノ夙ニ認識セラルル所ニシ  
テ、殊ニ国民教育ニ於ケル女子教育ニ対スル施設ハ大イニ闕如タル者アリ。曩時知事ハ女  
子ノ特性ニ適切ナル小学教育ノ設備ヲ為スベキヲ訓令セラレタルハ、最モ県民ノ意ヲ得タ  
ルモノナリト雖モ、女教員ノ供給ハ此訓令ヲ実行スルノ需要ヲ充スコトヲ得ザルヲ以テ、  
女子教育ノ状態ハ依然旧時ノ觀ヲ改メザルハ本会ノ大イニ遺憾トスル所ニシテ、女子師範  
学校ノ新設ハ切ニ希望スル所ナリ。教育ニ熱誠ナル閣下ハ既ニ之ニ対スル適切ナル成案ア  
ルヲ信ズト雖モ、尚県下女子教育ノ実情ヲ査察シ、教育上最モ適當ナル明石郡明石町ノ地

ヲ相シ、女子師範学校ノ設計ヲ為シ、經費予算ヲ本会ニ提案セラレンコトヲ望ム。  
右府県制第40条ニ依リ、本会ノ意見提出候也。

明治33年12月

兵庫県会議長 田寺 敬信

兵庫県知事 服部 一三殿

明石町に決定されたが、翌年12月の通常県会の議事録<sup>5)</sup>には、次の一説がみられる。

「女子師範学校設置ノ予定地明石ヲ龍野ニ変更センコトヲ望ミ容易ニ議案ノ通過ヲ見ルニ至ラス結局女子師範学校ハ龍野ニ変更スルヲ可トスル意見ヲ知事ニ呈出シ・・・」

龍野町は、女子師範学校の位置を変更するように求めた意見書を提出し、県会の意見を变えようと画策した。『龍野市史 第三卷』によると、龍野町会は「女子師範学校設置の請願」を決議し一致協力してその実現を図った。堀、高川両代議士<sup>6)</sup>、田寺県会議長、その他二、三の有力者と相談し、あらかじめ知事に位置指定について質したところ、知事の返答は県会の決議を無視はしないとのことであったので、県会に働きかけついに19名対29名の多数で龍野設置を決議させた。

「女子師範学校ノ位置ヲ龍野町ニ指定セラレンコトヲ望ム意見書」

本年通常県会へ提案セラレタル女子師範学校位置ニ付テハ県下龍野町ノ如キ地勢高燥水質善良風俗亦古ヨリ濃厚女子教育ヲ施スニ衛生上道德上適當タルノミナラス敷地ノ如キ最も低廉ナル代価ヲ以テ同町ハ之カ需ニ応スヘケレハ必要ノ教育ヲ施スニ年度ヲ一個年繰上ケ得ルノ利益アレハ閣下幸ニ位置ヲ龍野町ニ指定セラレンコトヲ

右意見書提出候也

明治34年12月

兵庫県会議長 田寺 敬信

兵庫県知事 服部 一三殿

さらに、県会に第二号議案の修正案を出して抵抗した。

第二号議案 兵庫県教育費継続年期及支出方法 修正

現案 自明治35年度至明治38年度 ヲ 自明治35年度至明治37年度 ト 修正

教育費中女子師範学校費（建築費） 現案106646円4銭8厘ヲ「90558円54銭8厘」ト修正理由 総額ニ於テ16087円50銭ヲ減シ且1ヶ年度ヲ繰上クルハ昨33年通常県会ニ於テ女子師範学校設置ノ必要ヲ認メ案ヲ具シ之ヲ明石ニ建設センコトノ意見ヲ致シ則チ茲ニ提案ヲ見ルニ至リタルモ惟フニ衛生、風俗、人情等苟シクモ女子教育ニ適當ナルモノハ比較的龍野

町ヲ以テ優レリトス加フルニ龍野町大ニ之ヲ歡迎シ敷地ノ如キ僅ニ一坪七拾五錢ヲ以テ之  
カ需用ニ応セントス・・

龍野町は、県会の意見を変えさせることに成功した。ところが知事は前言を翻し、県会の決議を無視したために、結局女子師範学校の誘致は失敗に終わり、町会は総辞職した。さらに、森下四郎町長も辞職したため町政は大混乱に陥ったと『龍野市史』は伝えている。

女子師範学校の明石町設置は、知事が積極的であったので、9万558円余の予算も可決された。明治35年2月文部省による設置許可を経て、6月から校舎建築にかかり、36年2月初代校長藤堂忠次郎が就任し、生徒募集を行い4・5月に入学（予備・本）試験をして、第1回生43（一説に44）名が入学<sup>7)</sup>、6月5日に授業が開始された。

### 3. 教員養成の実態

県会の三師範学校における教員養成人数（昭和10年）を見てみると、歴史のある御影師範の人数が多いのは当然であるが、意外と明石女子師範の人数が他の二校に迫っていることに気付く。本科の人数が少ない割に各種講習科や別科からの養成人数が含まれている。

	本科第1部	本科第2部	乙種講習科	専攻科	総数	
御影	3640	872	-	311	4823	（60周年史・昭和10年）
姫路	2120	1147	229	42	3538	（学校誌・昭和10年）
明石	1358	655	289	165	3189	（学校一覧・昭和10年）

明石女子師範学校の科別の課程として次のものがあり、多くの修了者を輩出している。  
乙種講習科は、修業年限1年（明治37, 38年度）と2年（明治41年—大正3年度）289人  
丙種講習科は、本科入学の準予備科 修業年限1年（明治39, 40年度）78人  
裁縫講習科は、修業年限1年（大正4, 5年度）64人  
尋常小学校本科正教員養成講習会は、高等女学校若しくは実科高等女学校卒業者に入学を許し 修業期間3ヶ月（大正9年度—大正12年度）404人  
裁縫家事専科正教員養成講習会は、高等女学校若しくは実科高等女学校卒業生、高等小学校卒業または之と同等以上の修業者で裁縫家事科に関し相当の素養を有し、本県内裁縫科で代用教員の経験ある年齢18歳以上の者に入学を許し 修業期間3ヶ月（大正11年-13年度）176人  
幼稚園保姆講習科 修業期間6ヶ月（大正3年度）4人は含まず

## (1) 女子師範学校の組織と運営

### ①本科

明石女子師範学校は、明治36年6月に開校した。当初小学校高等科に続く3年制の課程（本科第1部、明治41年に4年制になる）。明治43年に、中等学校卒業生を収容する1年制の課程（本科第2部）を設置した。しかし、その1回生を出すとすぐに閉鎖され、大正6年度に2年制として再開された。この頃実業界の好況が続き小学校教員希望者は払底を極め、8年度の2部の募集に対して20名の応募しかなく8名を確保するのがやっとの状態だった。背景には、高等女学校の進学率が上がり、高等女学校を卒業しても教員になれるという競合関係があったことが考えられる。9年度から女学校生徒に対して尋正講習を行い3ヶ月の修業で教員の資格を与えた。第2部が安定して卒業生を出すのは大正13年度以降であった。

### ②講習科

講習科<sup>8)</sup>として、乙種講習科が明治37年4月に設置されている。修業年限1ヶ年、修了生は第1回生28名、第2回生28名だが、明治39年3月には廃止された。代わって丙種講習科準予備科を開設した<sup>9)</sup>。この課程は本科入学の予備科であり修業1ヶ年で尋常小学校准教員の資格を得るものであるが、修了生は約9割が本科に入学<sup>10)</sup>している。

明治41年4月には、修業年限2ヶ年制の尋正養成の乙種講習科（第3回生）が再開された（それに伴って丙種講習科は廃止）。ところが大正3年度末に終了する乙種講習科第8回生をもって廃止した。

大正3年年度途中から、幼稚園保姆養成講習科<sup>11)</sup>を開設、年度末に4名修了した。

大正4年裁縫講習科<sup>12)</sup>（1年制）を開設、ここからは4、5年度に各37名、27名が修了したが、6年に廃止した。

このように講習科の課程として、乙種講習科（1・2年制）、丙種講習科（1年制）、幼稚園保母講習科、裁縫講習科（1年制）などが断続的に設けられている。その開設・改変・廃止などに時代と教員需要の変化の影響が窺える。

## (2) 講習会

女子師範学校の記録に残る講習会として、明治40年の義務教育延長に伴う教員学力補習講習会が最初のものである。

明治40年 教員学力補習講習会の開設、年間3回実施した。

明治41年 甲種講習会の開設（男子教員のみ）、年間3回実施した。

大正4年8月 県教育会主催の裁縫教員講習会を開く。

大正7年8月 県主催尋正養成講習会、同県主催裁縫専科養成講習会

大正9年 尋常小学校本科正教員養成講習会開設，高女卒業生を対象に年3回実施した。  
大正11年 裁縫家事専科正教員養成講習会を新設，県下裁縫家事科教育に貢献した。

### (3) 女子師範の経営

女子師範の経営は，各課程（幼稚園保母講習科，裁縫講習科（1年制），乙種講習科（1・2年制），丙種講習科）の断続な開設，廃止を繰り返している。また，大正3年の女子師範廃止問題の年度は入学志願者が半減した。その後も高等女学校の増設に押され，大正8年には，本科2部生40名の募集に対し8名の入学者しかなかった。それぞれの教育政策や時代の教員需要の影響を反映して不安定な学校経営を強いられている。女子師範学校の経営が安定するのは大正の末年に至ってからである。

そうした中で，したたかな経営もみられる。本科第2部の募集中止期間には，尋常小学校本科正教員養成講習会<sup>13)</sup>を開設して，高女卒業生を対象に3ヶ月教育して尋正の免許状を与える講習会を開催している。大正13年に本科2部が再度設置されると，この講習会は廃止されている事実から，この二つの課程は表裏一体，諸事情で本科第2部の休止中の代替と考えられる。

大正3年度末に乙種講習科が廃止された。そこで，大正9・10年に乙講修了者を対象に講習会<sup>14)</sup>を開き，上級の免許取得に道を開いた。当時，尋正を5ヶ年以上勤続した年齢25歳の奉職成績佳良な女教員は，数学・理科各百時間以上の講習を受ければ，他の学科は無試験で小本正の免許を下付された。卒業生に対して上級の免許を取得する機会を設けるなどきめ細かい教育を実行している。

## 4. 女子師範の試練

大正3年には通常県会において，明石女子師範学校存廃に関する意見が提出され，満場一致で可決されるなど財政面から御影・姫路両師範に併置する意見があった。その背景には，当時の女教員無用論の世論の影響があった。

### 「明石女子師範学校ハ依然継続経営ノ必要アリヤ否」

女子教員ノ養成カ従来ノ如ク大ナル規模ニ仍リ存続スルノ要アリヤ否ハ頗ル講究ヲ要スヘキ問題ナリト信ス仮ニ幾分女子教員ノ要アリトスルモ姫路師範又ハ御影師範学校ニ之ヲ併置シ小ナル規模ニ依リ世間ノ必要応スルモ敢テ不可ナキニアラサル若シ女子教員養成ノ程カ現今ヨリ緊縮シ得ルモノトセハ現在ノ明石女子師範学校ノ敷地及校舎ハ更ニ適切ナル実業学校ニ充用スルヲ可ナリトセサヤ以上ハ極メテ重要ノ問題ナリト信スルニ依リ大正4年ニ於テ必ス相当ノ調査ヲ遂ケラレ本会ニ提案セラレンコトヲ望ム。

大正3年12月15日

兵庫県議会 桑田 房吉

兵庫県知事 服部 一三殿

一年後の通常兵庫県会において、県当局は意見書に反対する答弁を学務局長がおこなった。兵庫県議会議事速記録<sup>15)</sup>にその答弁があるが、新聞記事をもって代える。その内容は、女教員(尋正)を雇うことによる男教員(本正)に比べ経費の安さを理由にするものである。

#### 「明石女子師範学校の存続を結論とする」

教育経済其の他一般女子教育上の推勢より厳査し不幸にも建議に対し反対の状況を呈し其の存続の必要大いに認めらるるに至れり同校の廃止は本県の教育補充上重大なる影響を来たす即ち本県下には五千七百一の学級数在りて正教員四千三百三十三人(中男三千六百九十六名女教員六百四十二名)あれど尚法定数に不足する事千參百六十三名之を二部教授の方法により不足の補充を為すも実際に於いて三百七十二名の教員不足を来たす而して年々他府県転職又は病氣退職により教員の減じる事平均二百八十二名に及ぶも学力検定又は無試験検定により補充し得る者僅かに七名に過ぎざれば実際に於いて年々減少する者二百五十七名の多きに達し県下に於ける男女教員数は男八女一の割合なるも實際上男六に対し女一の現況なるが昨今の県会に於いて論議に花を咲かせた通り女教員には欠点少なからざると男教員にも亦欠点あり而して教育上女教員は尋常四学年以下に最も適當せるものにして小学校本科正教員の平均月給八円二十一錢に対し尋常小学校本科正教員の俸給は五円八十一錢五厘なり若し女教員を廃し男教員のみとすれば俸給額に於いて郡市町村の負担を増加すること県下を通し五万五千百三十四円の多きに上るべく一方女教員俸給額は四千三百七十八円の小額なれば此の小額を以て女教員を得るわけなり。

(大阪毎日兵庫付録 1915年12月3日)

これに関して、県は女子師範学校に女教員問題に関する調査を依頼してきた。そこで、校長はじめ学校幹部は調査を行い、大正5年8月に県に対して内申を回答した。『回顧三十年』には、その報告内容の掲載があり、井田竹治校長は、女子教員の長所を明らかにしている。

#### 「女教員問題調査」

男女教員の相違 男は正義を愛し女は愛情に富む。男は抽象的にて遠大の目的に着眼し女は具体的に眼前の事物に着眼す。男は自由を尊重して能く批評し女は權威に憧憬して之に服従す。(主な箇所を抜粋)

##### ・教授上には

1. 家事裁縫手芸作法は勿論、幼児の遊戯及び唱歌等の教授に適す。
2. 記憶的智識に富めるに依り教授上成功多し。
4. 女生徒の真の個性を観察するに適するため教授上成功多し。



- ・訓育上には
  1. 言語容儀、動作優雅にして児童殊に女兒に善良なる模範を与え上品なる感化を与える。
  3. 経済的思想に富み節約利用の習慣を有する為に女生徒に対する感化良好なり。
  5. 愛情同情に富み其の微妙なる表情と柔和なる風采とは相待ちて児童に親愛信頼の念を起さしむ。
- ・執務上では
  2. 綿密親切にして注意深き故に管理衛生看護等或る事務を担当するに適す。
- ・其の他の長所
  1. 同僚の調和に適し学校をして家庭的気分を有せしむ。
- ・夫を有する女教員の長所は
  1. 性格態度円熟して児童殊に女兒の感化に有力なり。
  2. 児童保護者に対する同情深く児童の取扱い親切なり。

この調査報告後、学校としての制度是正を行った。また、地元とのつながりを意識した社会貢献を行いこの危機を回避している。

## 5. 社会とのつながり

### ①女中講習会

社会に貢献するために、臨時に明石郡内の女中・主婦を招き、毎回半日の講習会を開いたものである。大正6年度に5回、7年度に2回、8年度に1回行われた。

第1回	大正6年6月2日	作法(古谷教諭)	洗濯(前田教諭)	参加者45名
第2回	大正6年7月21日	料理(古谷教諭)	洗濯(前田教諭)	参加者46名
第3回	大正6年11月10日	料理(古谷教諭)	洗濯(前田教諭)	参加者27名
第4回	大正7年1月26日	修身(井田校長)	作法(古谷教諭)	参加者24名
第5回	大正7年3月9日	菓子製法(古谷教諭)		参加者19名
第6回	大正8年2月1日	家事(前田教諭)	理科(古谷教諭)	参加者12名
第7回	大正8年3月1日	修身(井田校長)	裁縫(古谷教諭)	参加者12名
第8回	大正8年4月26日	料理(前田教諭)		参加者12名

参加者のほとんどが明石町の女中や主婦を中心に大変な人気を集めた。当時としては貴重なミシン実習などもあり、地元の女中の一人の感想「明石町内の女中は何と言う幸福な身上になったのでございましょう」に見られるように、洗濯から割烹・お作法まで教えられる恩恵に浴し

ている。この事業は古谷・前田教諭が中心になって4年生が助手を務めた。学校を中心にした社会教化の一つである。大正8年に中止、その後再開。大正11年の記録には、「婦人講座」を開催したとあるように時代を反映した講習会であった。

## ②明石郡教育会との関係

学校創立以来、教育会の事業の一つである講習会において、学校を会場としての提供や各教諭を講師として派遣するなど、地元・地域教育に貢献する姿勢は続いている。

### 1) 理科講習

明治39年〇〇（原文不明）16日より40年3月22日の間において、兵庫県教育会と連合して明石女子師範学校及び農学校より講師を招き動植物学の講習を開催した。

### 2) 理科講習

明治40年7月26日より8月4日まで10日間、明石女子師範学校において藤堂師範学校長、濱田同校教諭を招き郡内に在職する尋常科正教員同准教員中特に志望者を募集し物理化学鉱物を講習した…盛況を呈し出席総人員53名中48名に証明書を交付した。

### 3) 第二種講習会

明治41年8月24日より8月30日まで7日間、県立農学校にて開会、藤堂師範学校長、吉田農学校長を招き、郡内に在職する尋常科正教員、小学校准教員や代用教員を対象に理科の智識及び同教授法を講習した。出席者82名中証明書を55名に交付した。

### 4) 女礼式講習

明治42年7月より明石女子師範学校にて女教員に必要な教授及び訓練に関する講習を開催し、第1回は女礼式、第2回以後は作法及び同教授法を講習した。明治43・44年の同様の女教員の修養会に対して教育会より金二十円を交付し事業を奨励した。

### 5) 動的教育の講習

大正4年11月より翌年3月の間に毎月1回日曜講習会を開き、女子師範学校及川教諭を講師として動的教育に関する講習会を開催する。

### 6) 理科講習

大正7年8月1日より5日間、明石女子師範学校にて実験的理化学講習を開き、講師として同校井上教諭を招く。

### 7) 家事裁縫講習

大正8年3月4日より4日間、明石女子師範学校にて家事裁縫講習会を開き、講師として同校古谷教諭を招く。

### 8) 裁縫講習

大正9年8月2日より10日間、明石女子師範学校にて郡市内教員並びに一般志望者のためにミシン講習会を開いた。（傍点は著者）

## 9) 理科及び家事講習

大正10年夏季休業中に7日間、明石女子師範学校にて理科講習会及び家事講習会を開催した。

## 6. 卒業生とのつながり

### ①召集会

卒業生・修了生を母校に召集し親睦をはかるとともに、その修養に有益なる講演会を開き新しい知識の取得につとめるもので、会の名称を興風会とした。明治39年10月以来毎年行われる行事の一つとなった。第1回には、卒業生ら92名中81名の参加があった。

第2回の資料には、10月14日～16日付属学校の授業参観や体操遊戯の伝習、国語・音楽教授法の講話、卒業後の疑問解決として提出質問と回答が行われ、校友会雑誌「心の玉」に詳しく掲載配布された。

毎年の召集会を開き指導の機会とし各種有益な行事を催した。創立十周年事業として誠之寮を建て、その宿舎や会合の利便を図った。

### ②卒業生服務状況視察（明治42年～大正6年）

井田竹治校長は、卒業生指導にあたり任地に赴いてその状況を視察し、指導を行われた。年度計画により、教員数名が受け持ち地域をきめ、4～6日間に亘り卒業生の勤務校を訪問し授業はもちろん、健康状態、生活全般について相談し服務状態を調査するものであった。また、その際に郡市の関係者との交流にも意を払い、学校と郡市のつながりを図るものであった。大正6年で終了し、7年度から新しく、在学生の家庭訪問を行うことになった。

### ③修養基金講習会

大正4・5年の両年にわたり募集した金1310円を基金に、大正6年以後毎年会員の講習会又は研究会を開く費用に充てる。この基金による夏期講習会として、次の講習が開催されている。

年度	講習学科	講師
大正6年8月	刺繍、裁縫	生澤政二郎氏、古谷くに教諭
大正7年8月	刺繍、裁縫	生澤政二郎氏、古谷くに教諭
	理科	北川鯉一教諭
大正8年8月	茶道及華道	岡田素玄氏
大正9年8月	数学<算術、代数、幾何>	漆原 弘教諭
	教育<動的教育の実際>	及川平治教諭
大正10年8月	理科	山鳥吉五郎教諭、井上光次教諭

女子師範学校の『回顧三十年』には、引き続き11年以降の講習が記載されている。刺繍、図画、理科、現代教育思潮批判、哲学思潮の新傾向、欧米教育の傾向、ダンス、唱歌及唱歌遊戯など新しい教育の導入に積極的な姿勢が窺える。

## 7. まとめ

女子師範学校の創立時から大正末年までの30年の歴史を振り返った。女子教育の拡大に伴って女子師範学校が順調に発展したのではなく、制度改革や社会情勢による学校経営の困難があり、社会の女教員に対する偏見が明らかになったことである。

今回の研究で、二つの課題が残った。一つは、創立時の誘致争いの経緯と県当局（知事）や県会の方針には不明な点があり、なぜ、明石に決定したか。また、龍野では何が不都合であったのか。『兵庫県女子師範学校創立秘史』に関係者のわずかな証言はあるだけで、資料として十分でなく再検討の余地があること。もう一つは、大正期の女子師範学校存廃問題に関して、兵庫県にとどまらず全国的な傾向として「女教師無用論」が展開され、当時の新聞や雑誌にとりあげられた。この事例を、全国的な視点から調査し女子教員に対する世論と影響を考え、その後の女子教員養成に対する変化を研究することが課題となる。今後の取り組みとしたいテーマである。

### 注：

- 1) 神戸大学発達科学部『研究紀要』14巻の2に発表した研究論文、2007年3月
- 2) 神戸大学大学院人間発達環境学研究所『研究紀要』2巻の1に発表した研究論文、2008年9月
- 3) 明治22年8月兵庫県下2市33郡の教育会代表が集まり全県を一本とする教育会を設立、事業として学事調査、講習会、講演会、雑誌の発行など行った。
- 4) 佐藤幹男「戦前における教員講習の特質」(東北大学教育学部研究年報(30)1982年)
- 5) 兵庫県議会1901(明治34)年
- 6) 堀豊彦は揖保郡選出の政治家。県議員を経て政友会所属の代議士。高川定次郎は、赤穂郡選出の政治家、実業家。県議員を経て、憲政本党所属の代議士。
- 7) 入学応募数234名(神戸28, 揖保26, 明石17, 津名14, 他府県12, 印南・水上10, 有馬・加古・赤穂・三原9)  
試験合格者43名(神戸5, 水上4, 有馬・美方・津名3, 姫路・武庫・明石・印南・揖保・朝来2・福井県1等)
- 8) 講習科については、1907(明治40年)の師範学校規定(文部省令第12号)によって、「特別の必要があるときは尋常小学校教員たらんとする者に必要なる講習を為す為に小学校教員講習科を設けることを得」(第69条)と定め、尋常小学校准教員となる者のための講習科は1ヶ年以上、尋常小学校本科正教員となる者のための講習科は2ヶ年以上(第70条)の講習期間を定め、必要な規定は地方長官が之を定めるとした。
- 9) 兵庫県師範学校小学校教員講習科規則 1905(明治38)年12月20日 兵庫県令第42号
- 10) 明治40年3月27日第1回丙種講習科40名修了者のうち、6名を除く34名は4月に本科へ入学した。
- 11) 幼稚園保姆の資格は、1900(明治33)年の小学校令施行規則(文部省令第14号)において、「保姆は女子にして尋常小学校本科正教員又は准教員たるべき資格を有する者又は県知事の免許を得たる者たるべし」と定められた。

し」と定められ、その後1911年の同規則中改正（文部省令第24号）によって「保姆の免許を得るには検定に合格することを要す」とされた。

- 12) 小学校裁縫科正教員となるのに必要な講習をするため講習科を設けることができる（1910年師範学校規定中改正，文部省令第20号）その後専科正教員のための講習科を設けると改正された（1925年師範学校規定中改正，文部省令第8号）
- 13) 大正9年尋常小学校本科正教員養成講習会開設，高女卒業生を対象に3ヶ月教育して尋正の免許状を与えるもので，講習会を年に3回開いた。特に成績劣弱の者は尋准の免許状を授けた。
- 14) 大正9年夏期講習会（一，動的教育の実際 二，数学）のうち，二の数学（算術 代数 幾何）は乙講出身者の為，8月2日より21日まで3週間数学百時間の講習。大正10年は理科百時間の講習を実施。
- 15) 大正4年通常兵庫縣會議事速記録第6号 県側の答弁者は，古宇田 晶理事官。